
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 536 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 536 回企業会計基準委員会（2024 年 11 月 18 日開催）において、未収金及び貸付金等の取扱い、減損の定めの対象に関する検討（IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）第 5.5.1 項）及び IFRS 第 9 号の定めを取入れ方の検討（第 5.5.2 項から第 5.5.20 項）について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（未収金及び貸付金等の取扱いに関する意見）

2. 事務局提案の通り、ステップ 5 で対象としている一般事業会社についてのみ異なる取扱いを認めるオプションは不要と考える。また、今後の検討の中で課題が出てくる場合は、結論の背景等で補足する必要があると考える。
3. 未収金について、IFRS 第 9 号の単純化したアプローチの対象としない事務局提案に同意する。
4. 審議事項(3)-4 第 70 項の IFRS 第 9 号の取入れイメージにおいては、単純化したアプローチの適用対象の 1 つとして売掛金を記載している。この点、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）を適用した結果生じる営業債権のうち一部の営業債権は、営業未収金や完成工事未収金と表示されることがある。また、「財務諸表等規則」において、売掛金は、収益認識会計基準を適用した結果生じる営業債権及びその他の営業上の未収金を含めた用語となっている。これらの未収金は単純化したアプローチの適用対象とすることができると考えられるため、文案において単純化したアプローチの適用対象を明確にする必要があると考える。
5. リスクをどのように管理しているかは会社によって異なり、そのレベル感によって信用リスクの著しい増大（SICR）の判定方法も異なると考えられる。この点、新たに開発する適用指針（以下「新適用指針」という。）や補足文書の記載は、金融機関を想定した記載になることが想定されるものの、結論の背景などでリスク管理の洗練度によって SICR の

判定方法は様々であり、一般事業会社は金融機関に比べて簡便的な方法も採用できるということが伝わるような記載をして頂きたい。

(減損の定めの対象に関する検討 (IFRS 第9号第5.5.1項) に関する意見)

6. 「予想信用損失の見積高に基づいて算定された貸倒引当金」という用語について、言葉が重複している印象を受けるため、「見積高」は不要と考える。
7. 「予想信用損失の見積高」については単に「予想損失額」という表現とすることが考えられる。
8. 「貸倒引当金」という用語を変更した場合、経営管理資料等にも影響を及ぼす可能性があるため、オンバランスされている項目に対しては引き続き「貸倒引当金」という用語を用い、それ以外については別の用語を用いることが考えられる。
9. リース債権及びリース投資資産についての企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)への取入れに関する事務局提案に同意する。なお、理解し易さに関する懸念に対しては、新適用指針の本文、金融商品会計基準の結論の背景又は移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」のリース取引に関する部分にリース投資資産について記載することが考えられる。
10. 契約資産についての金融商品会計基準への取入れに関する事務局提案に同意する。この点、審議事項(3)-4第70項の文案になお書きで記載するか、結論の背景で触れることが考えられる。
11. ローン・コミットメント及び金融保証契約についての金融商品会計基準への取入れに関する事務局提案に同意する。ただし、監査・保証実務委員会実務指針第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」(以下「実務指針第61号」という。)は保証類似行為を含んでいるため、検討しているローン・コミットメント及び金融保証契約とは完全に対象範囲は一致しておらず、また、偶発債務についても実務指針第61号を参考に検討している実務があると考えられる。このため、修正又は削除の方法については、慎重に検討して頂きたい。

(IFRS 第9号の定めを取入れ方の検討 (第5.5.2項から第5.5.20項) に関する意見)

12. 金融商品会計基準には「当初認識以降に」という文言を含めないとする事務局提案に関して、信用リスクが著しく増大しているか否かは起点がないと判断できないこと、当該文言はIFRS第9号の基本的な部分であってハイレベルな内容であること及びステップ4においてもIFRS第9号の基本原則は維持したうえで簡便的な会計処理のオプションを定

- めていることから、事務局提案に反対する。また、審議事項(3)-4 第 19 項の「期末日において、…信用リスクが著しく増大しているか評価する。」という文案についても起点の表現がないため、不明瞭な文章となっていると考える。
13. IFRS 第 9 号を部分的に金融商品会計基準に取り入れた場合、その意味を理解することが難しくなることを懸念する。例えば、審議事項(3)-4 第 19 項の「デフォルト・リスク」と「信用リスク」の違いは分かりにくく、前者は「債権のデフォルト確率」というような表現もあり得ると考える。このように、概念が伝わるように意識して IFRS 第 9 号の定めを金融商品会計基準へ取り込むのがよいと考える。
 14. 「デフォルト・リスク」がいわゆる PD のことを示しているのであれば、SICR の評価について、「デフォルト・リスクの変動に基づいて」と言うよりも、「倒産確率の変動に基づいて」と言った方が理解しやすくなると考える。
 15. IFRS 第 9 号では「金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大」という表現が多くあり、文章が冗長になっていると感じる。この点、IFRS 第 9 号ではステージ 3 の金融資産を「信用減損金融資産」という用語で表現していることも鑑み、金融商品会計基準においては、例えば、SICR がない金融資産は「一般金融資産」、SICR が存在する金融資産は「信用懸念金融資産」、信用減損した金融資産は「信用減損金融資産」等のわかりやすい名称を示した方が会計基準及び開示に対する利用者の理解も深まると考える。また、金融商品会計基準においては、上記の金融資産の区分を示したうえで、それぞれに対してどのような測定をするかということを示すことも考えられる。
 16. IFRS 第 9 号は、「将来予測的な情報を含めたすべての合理的で裏付け可能な情報」を SICR の判定でも用いることを述べているものの、事務局提案の文案では、予想信用損失の測定の場合においてのみこの情報を用いるようにも読める。この点、SICR の判定においても「将来予測的な情報を含めたすべての合理的で裏付け可能な情報」を用いることを明確にして頂きたい。
 17. IFRS 第 9 号第 5.5.10 項の定めについては、予想信用損失モデルの根幹というよりは、実務に配慮した便法と考えられる。この点、新適用指針に取り入れることを提案している IFRS 第 9 号第 5.5.11 項の定めと類似していると考えられること、また、この定めは「できる規定」であることを勘案すると、金融商品会計基準ではなく新適用指針に取り入れることが考えられる。
 18. 金融商品会計基準のみの提案であり、まだ新適用指針や補足文書は示されていないものの、金融商品会計基準の文案は抽象的な記載となっていることから、これで実務が機能

するか不安を感じる。この点、新適用指針及び補足文書等で全体として実務が機能する
ような会計基準となるのか確認したい。

以 上